

Client Alert

16 February 2026

本アラートに関する
お問い合わせ先：



Liu, Aggie
Partner
Baker McKenzie FenXun, Beijing
+86 10 6535 9027
LiuAjie@fenxunlaw.com



Xuan, Muzi
Counsel
Baker McKenzie FenXun, Beijing
+86 10 6535 9394
XuanMuzi@fenxunlaw.com



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

中国商標法改正案（2025年版）の概要

2025年12月27日、全国人民代表大会常務委員会は中国商標法改正案（以下、「改正案」）を公表し、2026年2月9日までパブリックコメントを募集した。2023年版草案と比較すると、今回の改正案はより簡潔かつ実務に即した構成となっており、中国における商標の出願・審査及び権利行使に関する重要な変更点が盛り込まれている。以下では、ブランドオーナーに特に関係する主要な点を整理する。

1. 出願・行政措置：手続の効率化と行政ツールの強化

登録・審査に関して、改正案は行政効率の向上と権利保護の強化を目的としている。特に注目すべき変更点は、異議申立期間が3か月から2か月に短縮される点である。これにより、ブランドオーナーは商標ウォッチングや異議申立に対する対応をより迅速かつ積極的に行う必要が生じる。

また、いわゆる「1年分離ルール」（後願商標が「1年間待たされる」ルール）については、自発的取消に限定して適用する方向に見直され、先行商標が期限切れや無効となった場合に後願商標が受ける不必要な影響が軽減されることとなる。

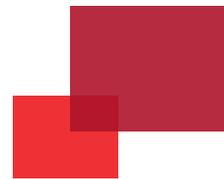
さらに、改正案では、国家知識産権局（以下、「CNIPA」）が、審査結果が先行権利の状態に左右される場合には、審査を中止すべき義務を明確にしている。併せて、行政決定を審査する裁判所は、決定時点に存在していた事実に基づいて判断すべきであり、引用商標の後発的な変動のみを理由として行政決定を取り消すべきではないと規定した。これらの規定により、行政判断と司法判断の整合性が高まり、事後的事情による不確実性が減少すると考えられる。

実体面では、未登録の周知商標について、登録の有無に関わらず、いわゆる「クロスクラス（cross-class）の保護」（保護が認められる商品・役務のクラスを超えて、他の非類似のクラスにも保護が及ぶこと）を認める方向が示されており、著名ブランドの防御的保護が強化される。

また、動的商標（動くロゴ、アニメーション等）の登録可能性を明文化し、現代的なブランド表現が法制度上明確に保護されるようになる。

加えて、悪意ある商標出願への対策も強化される。異議申立・無効審判における悪意判断の法的根拠を整理し、悪意出願に対する行政罰を明確化したほか、誤認を生じさせる使用に基づき取得された商標登録をCNIPAが取り消す権限を規定する。

一方、2023年のCNIPA案に含まれていた「5年ごとの使用声明義務」「反復出願の禁止」「異議決定（登録拒絶）後の審判手続の撤廃」等、議論を呼んだ規定は削除された。これにより、現行の登録制度の安定性が維持されることとなった。



2. 権利行使・訴訟：抑止力の強化と抗弁の明確化

権利行使の面では、改正案は悪意ある商標権侵害訴訟に対する民事責任を明文化し、司法実務において既に認められている救済手段を条文化することで、権利濫用に対する抑止力を強めている。

また、抗弁に関する規定も整理された。不使用抗弁における「3年不使用期間」については、訴訟提起日を基準として遡って計算すべきであることが明確化された。

さらに、フェアユースの範囲が拡大され、商品の用途や原産地を示す説明的表示の使用が認められる等、比較広告や技術製品の説明を行う企業にとってより明確な指針が示されている。

3. 結論

実務面から見ると、今回の改正案は2023年案と比べてより慎重かつ実務を意識した内容となっている。パブリックコメント期間が終了した現在、改正案は残る立法手続を経て正式な採択に向けて進むことになる。今後の立法動向を注視したい。